

自由民主党行政改革推進本部

独立行政法人・特別会計委員会

報告書（抄）

行政改革推進本部
独立行政法人・特別会計委員会
報告書

改革の目的

独立行政法人制度施行後10年を経て、これまで数多くの成果を挙げてきた一方、組織・運営における自律性・裁量性やインセンティブが機能していない、国民に対するコンプライアンスが的確に果たされていないなどの課題が指摘されている。

これら課題を克服し、国民の信頼を確保するため、わが党は第一次安倍内閣において制度・組織全般にわたる改革に着手したが、その実現をみることなく政権交代を迎えた。しかるに、民主党政権下においては政治的なパフォーマンスとして、法人やその業務の必要性を十分に議論することなく、廃止ありきで偏向的な議論が進められ、数合わせのための統合や合理的理由のない特殊法人化など機械的で乱暴な見直し方針が策定された。

このため、わが党は責任与党として、民主党政権下の見直し案を白紙に戻し、各々の法人の現場の声を聞き、実態を的確に把握した上で、地に足のついた真の行政改革を推進することとした。

今回の改革では、行政サービスを提供するための重要な政策実施機関である独立行政法人が、本来期待される役割を十分に発揮できるよう、制度や運用の改善を図るとともに、最適な組織形態を整える必要がある。

具体的には、

(1) 独立行政法人制度創設の経緯と趣旨を踏まえ、独立行政法人通則法の規律の在り方や運用面での抜本的な改革を行う

(2) 個々の独立行政法人の組織見直しについては、数合わせでなく、真に政策実施機能の強化に資するもののみ実施する

ことを基本とする。これらにより、各法人の職員が意欲をもって業務に従事できる環境を整え、新たな制度・組織の下で最大のパフォーマンスが発揮されるようにする必要がある。

検討経過及び政府への要望

改革の検討にあたり、まず本年5月「行政改革推進本部 中間とりまとめ ～地に足の着いた真の行政改革のために～」がとりまとめられた。その中で、改革の進め方としては、行政改革推進本部の下に委員会を設置し、各府省・各法人などから集中的にヒアリングを実施し、独立行政法人通則法の規律の在り方、各法人の組織見直し等について検討することとされた。

これを踏まえ、本年10月に本委員会を設置するとともに、委員会の下に、3つのワーキンググループを設置した。各ワーキンググループにおいて、政

府による検討状況も聴取しつつ、主務省庁・法人から業務内容等について丁寧ヒアリングを行い、独立行政法人制度改革の課題を抽出するとともに、望ましい組織見直しの在り方について精力的な検討が進められた。各WGでのヒアリング結果については、11月28日の本委員会に報告され、各項目を議論した上で、今般、ここに報告をとりまとめるに至った。

政府においては、本報告の内容を十分踏まえた上で、制度・組織の見直し案を早急に策定し、速やかに実行に移されたい。当委員会は、引き続き政府における改革の取組状況についてフォローする。

また、今回の改革が実施された後においては、新たな枠組みの下、各独立行政法人が落ち着いて業務に専念することが肝要である。無論、行政改革は不断の取組みが必要であるが、それは政治的なパフォーマンスとして行うのではなく、元来、独立行政法人制度に組み込まれた中期目標期間終了後の業務・組織の見直しの仕組みの中で、定常的に行われるべきものである。また、独立行政法人が本来期待される役割を担っていくには、全体のメリハリをつける中であって、優秀な人材の確保など、所要な投資も必要となる。こうした意味でも、今回の改革により、国民の貴重な財産である各独立行政法人が安定的な業務環境の下で本来の成果を挙げ、国民の安心と活力を取り戻し、日本の国力の回復に大きく貢献することを期待する。

平成25年12月3日

行政改革推進本部
独立行政法人・特別会計委員会

委員長

村上 誠一郎

事務局長

宮下 一郎

1. 制度の見直しに反映すべき論点

<総論（基本的考え方等）>

- 行政改革推進本部の中間とりまとめ（平成25年5月28日）に示した「独立行政法人改革の視点」に沿って、「行革効果」と「政策効果」を最大限に引き出す観点から、制度とその運用を含めた全体の見直しをすべきである。
- 独立行政法人性悪説に立った民主党政権の制度・運用での行き過ぎた措置や非効率かつ不合理で無理な数合わせの組織見直し案については、白紙化すべきである。
- 多種多様な独立行政法人を一律に取り扱うのではなく、中期目標管理を行う法人、単年度管理を行う法人に分けた上で、業務の特性を踏まえた弾力的な運用を行うことが必要である。

<研究開発法人の取扱い>

- 世界最高水準の研究開発法人制度の創設に向け、研究開発の特性を踏まえて制度及び運用の抜本的な改善を図ることが必要である。こうした観点からヒアリングを行ってきたところ、独立行政法人制度の抜本改正の中で、研究開発法人を他の独立行政法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として明確に位置付け、その特性を踏まえた規定を設けるなど、独立行政法人制度の下でも必要な制度的手当てを行うことは可能であり、その下で運用の大幅な改善を図れば所期の目的を達成できることは概ね確認できた。
- 一方、研究開発法人を独立行政法人制度とは別の枠組みとして位置付けるべきとの議論については、いまだその対象法人の範囲が特定されないなど不明点が多いが、その是非について党内でも議論があるところであり、年末に向けて、政府部内で更に論点を整理しつつ検討・調整を進め、行政改革推進本部に適時適切に状況を報告すること。

<独法制度の運用の改善>

- 本来、独立行政法人制度では法人の柔軟・弾力的な業務運営を制度の本旨としているが、これを各種運用で縛り、法人の長がリーダーシップを十分に発揮できていない現状にある。法人を過度に統制する一律・硬直的な運

用や効率化偏重の運用については、大胆に見直し、以下のような具体的な改善方策を閣議決定等において明らかにすべきである。

- 役職員の給与水準は、運用において事実上国家公務員並びとする取扱いとなっている。卓越した人材を集め優れた成果を出すために、各法人に適した柔軟な給与・処遇体系の導入を推進すべきである。
- 自己収入については、これを法人が増加させても、運営費交付金が減額されるなど努力が報われない運用となっている。法人が自主的に自己収入増加、経費節減といった経営努力を行うインセンティブが十分機能する運用に改めるべきである。
- 調達については、透明性・適正性を前提としつつ、適切な価格競争効果をもたらさない無駄・不合理な入札は排除するなど、実態に即したより合理的な取扱いを可能とする必要がある。このため、特殊性・専門性が高いことから明らかに一者しか供給できない機器・役務の調達や極めて緊急的な調達など、本来随意契約が可能であるケースを具体化・明確化して、法人に対して示すべきである。
- 運用の弾力化を図る一方で、透明性・適正性の確保には十分留意すべきである。

<目標・評価のあり方>

- 現行制度下では、主務大臣が各法人に与える目標は、抽象的、あいまいなものが多くみられることから、実効性ある評価が困難である。法人の政策実施機能の向上のため、主務大臣が、法人のミッションを明確に示すとともに、責任をもって法人を評価し、その結果を踏まえて組織・事業の見直しを行う仕組みとすべきである。
- 現行制度は、各府省の独立行政法人評価委員会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とが二重に評価を行う仕組みであり、目標設定者である主務大臣が評価に関与せず政策責任を果たせていない一方で、法人側の事務負担も大きなものとなっている。今後の評価は、主務大臣が責任をもって行うこととし、第三者機関は中期目標期間の業績評価や組織・業務の

見直し等に限ってチェックを行うものとするべきである。これにより、評価疲れにも配慮した実効性の高い評価制度とするべきである。

<ガバナンス、組織規律その他>

- 独立行政法人は、法人の長がリーダーシップや裁量を十分に発揮しうる仕組みの下、これまで多くの成果もあげているが、残念ながら、談合や不正経理などが発生し、組織規律が緩んだケースが後を絶たない。こうした中、現行制度では、監事の権限や義務が明確でないため、監事が十分に機能していない。法人の業務運営の適正化を確保する上で、役員の不正があった場合の主務大臣への報告など監事の具体的な権限・義務の明確化や任期の見直しによる機能強化を図り、法人内部のガバナンスを強化すべきである。
- 現行の独立行政法人制度は、主務大臣による事前関与・統制を抑制した事後チェック型のスキームとなっており、違法行為に対する関与も是正要求にとどまっている。引き続き、法人の自律性・裁量性に配慮することが大切であるが、法人の業務運営の改善を確かなものとするため、主務大臣の法人に対する事後的な関与を強化することが必要である。これに関連し、行政評価・監視機能等も活用すべきである。

2. 検討すべき組織見直し案

<厚生労働省所管>

医薬基盤研究所、国立健康・栄養研究所

- 薬と食に関する研究の連携が促進され、健康長寿社会に寄与するという政策効果が期待できることから、両法人を統合する。
- 医療分野の研究開発の司令塔機能強化のため、新たに日本医療研究開発機構（仮称）が設立される場合は、スクラップアンドビルド原則を踏まえ、医薬基盤研究所が実施しているファンディング機能を当該新法人に移管することとし、職員数も含め公的部門の肥大化を招かないよう留意する。

国立病院機構

- 民間では提供困難なセーフティーネット系医療や災害時等の緊急対応医療等の政策医療を確実に実施していく上で国の関与は外せないことから、引き続き独立行政法人の形態を維持することが適当である。
- ただし、国費に依存していないことから、利益処分については弾力化を図るべきである。
- なお、現在の当法人の職員身分は公務員型であるが、給与水準等の柔軟化のためにも、非公務員化すべきである。

労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構

- 労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所を統合し、労災に係る疾病や負傷の発生からそのメカニズムの解明まで一貫して把握・研究することが可能となる体制を構築する。
- 労働政策研究・研修機構は、業務の効率化・合理化を図りつつ、単独の法人として存続させる。なお、本法人においては、労働政策研究と労働行政職員研修（労働大学校）とが高い相乗効果を発揮していることから、労働大学校は国戻しとせず、引き続き本法人に存置するべきである。